

令和4年

第5回七宗町議会定例会会議録

令和4年9月7日

令和4年第5回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和4年9月7日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9月7日 午前10時00分
出 席 議 員	1番 市川裕隆君、2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 住民課長 加納和敏君、健康福祉課長 田中るり子君、 支所長 福井靖信君、ふるさと振興課長 林佳成君、 建設課長 山田直光君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、教育課長 佐伯義則君、 代表監査委員 中島仁恵君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 亀山桂児君 記録 後藤美智代君
七宗町長提出議案の題目	
	議第36号 七宗町教育委員会委員の任命について 議第37号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任につい て 議第38号 令和4年度七宗町一般会計補正予算（第4号）

	<p>議第 3 9 号 令和 4 年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議第 4 0 号 令和 4 年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議第 4 1 号 令和 4 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議第 4 2 号 令和 4 年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議第 4 3 号 令和 4 年度七宗町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議第 4 4 号 令和 4 年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議第 4 5 号 令和 4 年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議第 4 6 号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 4 7 号 七宗町自主運行バス設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 4 8 号 令和 3 年度七宗町一般会計等の決算認定について</p> <p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について</p>
報	告
	<p>報告第 3 号 例月出納検査結果報告書について</p> <p>報告第 4 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について</p> <p>報告第 5 号 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告について</p>
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	<p>日程第 1. 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第 2. 会期の決定</p> <p>日程第 3. 議第 3 6 号から議第 4 8 号まで 諮問第 1 号</p>

会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	8番 林茂樹君 1番 市川裕隆君
会期の決定について 会期は次の9日間に決定した。	
	令和4年9月7日から9月15日までの9日間
議 事 の 経 過	
開 議	午前10時00分
議長（中島寛直君）	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は、令和4年第5回七宗町議会定例会にご参集賜り、ご苦労さまでございます。</p> <p>ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。</p> <p>したがって、令和4年第5回七宗町議会定例会は成立しましたので、開会いたします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本会議はマスク着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお話してください。</p> <p>また、議席番号4番 玉木幸治君にあつては、体調不良のため、会議規則第103条の規定により、つえの携帯を許可しましたので報告いたします。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（亀山桂児君）	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>議事日程、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。</p> <p>町長から、本日付をもって、議第36号から議第48号及び諮問第1号の議案が提出されました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、報告第3号、例月出納検査結果報告書について、監査委員より報告書が提出されました。</p> <p>お手元に配付したとおり、報告といたします。</p>

	<p>続きまして、報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を求めます。</p> <p>教育課長 佐伯義則君。</p>
教育課長（佐伯義則君）	<p>（報告のため登壇）</p> <p>報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、説明させていただきます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。</p> <p>今回、七宗町教育委員会点検評価実施要領に基づき、令和3年度の点検評価を実施しました。</p> <p>内容については、令和3年度に実施した教育委員会活動及び教育委員会事務局の各担当が行っている主な事業について実施し、七宗町教育委員会評価委員会による評価に対する検証、さらに教育委員会に諮り、承認を受けております。</p> <p>なお、結果については、お配りした評価報告書のとおりです。</p>
議長（中島寛直君）	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番 林茂樹君及び1番 市川裕隆君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題にします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から9月15日までの9日間に決定いたしました。</p> <p>日程第3、議第36号から議第48号まで及び諮問第1号を一括して議題といたします。</p> <p>本案の提案理由の説明を求めます。</p>

	町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	<p>（提案説明のため登壇）</p> <p>本日、七宗町議会令和4年9月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>日頃より、町政の円滑な運営に格別のご支援とご協力をいただき、心より厚く御礼を申し上げます。</p> <p>連日多くの方が新型コロナウイルスに感染され、先の見えない状況が続いておりますが、経済活動や行動制限がない中で、本町の行事等も状況を考慮しつつ実施している状況であります。</p> <p>町民の皆さんには、引き続き基本的な予防対策を実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>さて、本年も9月に入り、私が町長に就任して早1年半が経過します。</p> <p>選挙でお約束しました主な事業であります小中学校の再編に向けては、昨年度より着手し、現在、議会の皆さんにも情報を共有していただき、事業を進めております。</p> <p>今月には保護者説明会を実施し、広く意見を聞き、再編に向けて1歩ずつ進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、町民の安全・安心のための防災・防犯カメラ事業についても、議会の皆様のご理解により、昨年度早期に事業を完了できました。</p> <p>また、倒木による停電等防止に対するためのライフライン事業につきましても、昨年度に引き続き実施するよう、今議会に補正予算を計上させていただきました。</p> <p>来月からは、令和5年度の予算編成時期になってきます。</p> <p>私の目指す七宗町の明るい将来に向けての事業を確実に実行できるよう、計画的に予算編成をしていきたいと考えておりますので、皆様のご理解と引き続きのご支援とご協力をお願いいたします。</p> <p>さて、本定例会にご提案いたします案件は、人事案件2件、予算関係8件、条例関係2件、認定関係1件、諮問関係1件の合わせて14件であります。</p> <p>議第36号 七宗町教育委員会委員の任命については、地方教</p>

	<p>育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、井戸さえ子氏の任命に同意を求めるものであります。</p> <p>議第37号 七宗町神湊財産区財産管理委員会委員の選任については、七宗町神湊財産区管理条例第3条の規定により、長尾甲子生氏の選任の同意を求めるものであります。</p> <p>議第38号 令和4年度七宗町一般会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3億2,150万増額し、歳入歳出の予算の総額を34億4,245万2,000円とするものであります。</p> <p>主に普通交付税の増額及び皆様からご寄附いただきます、ひちそうまちづくり寄附金の大幅な増額の見込みによる積立金及び返礼品等の推進費の増額であります。</p> <p>議第39号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3,897万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を5億2,897万3,000円とするものであります。</p> <p>主に歳入の繰越金、精算金、歳出の精算返還金の増額です。</p> <p>議第40号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ5,474万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億8,474万1,000円とするものであります。</p> <p>主に歳入の繰越金、精算金、歳出の精算返還金の増額です。</p> <p>議第41号 令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ226万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を8,226万3,000円とするものであります。</p> <p>主に歳入の繰越金、精算金の増額です。</p> <p>議第42号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ197万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億7,825万円とするものであります。</p> <p>主に分郷給水区域送水ポンプの取替等による増額です。</p> <p>議第43号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ134万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億6,478万6,000円とするものであります。</p>
--	---

	<p>歳入の主なものについては繰越金の増額であり、歳出の予備費を増額補正するものであります。</p> <p>議第44号 令和4年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ35万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を215万6,000円とするものであります。</p> <p>歳入の主なものについては繰越金の増額であり、歳出の予備費を増額補正するものであります。</p> <p>議第45号 令和4年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ5万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を13万6,000円とするものであります。</p> <p>歳入の主なものについては繰越金の増額であり、歳出の予備費を増額補正するものであります。</p> <p>議第46号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤職員及び配偶者が育児休暇を取得しやすくするための条例改正であります。</p> <p>議第47号 七宗町自主運行バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、一部路線変更に伴う条例の改正であります。</p> <p>議第48号 令和3年度七宗町一般会計等の決算認定については、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。</p> <p>諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和4年12月の任期満了に伴い、可児義昌氏、井戸靖子氏の推薦について意見をいただくものであります。</p> <p>後ほど担当課長より詳細について補足説明を申し上げますが、ご審議の上、議決ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、補足説明を求めます。</p> <p>各課長には、関係する議案をまとめてお願いします。</p> <p>議第38号及び議第46号並びに議第47号の補足説明を求めます。</p> <p>総務課長 山田俊也君。</p>



<p>総務課長（山田俊也君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、議第38号、議第46号、議第47号について、補足説明をさせていただきます。</p> <p>議第38号 令和4年度七宗町一般会計補正予算（第4号）について、予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,150万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,245万2,000円とするものです。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>主な歳入について、説明させていただきます。</p> <p>9款地方特例交付金123万9,000円の減額につきましては、算出根拠となる対象項目の廃止により額が確定したための減額であります。</p> <p>10款地方交付税につきましては、当初予定算出額より多く交付されたため、2億128万円の増額であります。</p> <p>12款分担金及び負担金につきましては、ライフライン事業に伴う受益者からの負担金201万円の増額です。</p> <p>15款県支出金 2項県補助金につきましては、同じくライフライン事業に伴う100万5,000円の県補助金及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金100万円など、250万5,000円の増額です。</p> <p>17款寄附金につきましては、ひちそうまちづくり寄附金の増額が見込まれるため、1億円の増額です。</p> <p>18款基金繰入金につきましては、歳入の増額により財源が確保できたため、まちづくり基金取りくずしを7,720万9,000円減額するものであります。</p> <p>19款繰越金につきましては、繰越額確定により6,959万4,000円増額します。</p> <p>歳入合計3億2,150万円の増額であります。</p> <p>続きまして、主な歳出について説明させていただきます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>2款総務費 1項総務管理費は、繰越額の確定により2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるため6,600万円増額、ひちそうまちづくり寄附金増額見込みに伴い、まちづくり基金積立金1億円の増額、地方交付税等が予定より多いため、庁舎整備基金へ5,000万円増額積立てをします。</p>
--------------------	---

	<p>ひちそうまちづくり寄附金増額見込みに伴い、クレジット手数料、ふるさと返礼品関係等4,837万3,000円の増額など、2億7,045万円の増額です。</p> <p>3款民生費 1項社会福祉費については、人件費関係の支出科目見直しにより3,949万2,000円の増額。</p> <p>福祉医療費、心身障がい者福祉費、介護保険事業費、後期高齢者医療費につきましては、昨年度精算返還金等による増額など4,413万8,000円の増額です。</p> <p>2項児童福祉費については、施設電気代高騰による光熱費130万4,000円の増額や、前年度精算返還金など393万7,000円の増額であります。</p> <p>4款衛生費 1項保健衛生費につきましては、給料、職員手当等人件費につきまして、支出科目見直しにより2,314万3,000円の減額、コロナワクチン接種関係の予防費について、過年度の精算返還金の489万の増額など1,621万円の減額であります。</p> <p>6款農林水産業費 2項林業費につきましては、環境譲与税を活用し、林道修繕工事、林道路側修繕工事など新規工事の追加、361万5,000円の増額であります。</p> <p>当初計画しておりました林道関係設計委託業務を職員が設計することにより443万8,000円の減額や、森林環境整備基金積立金352万8,000円の減額など、385万円の減額です。</p> <p>8款土木費 2項道路橋梁費は、昨年度の継続であります追洞地内のライフライン保全対策関連業務402万1,000円の増額や、工事発注に伴う実施単価更正による予算増減など443万1,000円の増額です。</p> <p>10款教育費 2項小学校費につきましては、施設電気代高騰による小学校2校の光熱水費291万4,000円の増額など288万1,000円の増額です。</p> <p>3項中学校費についても、同じく電気代高騰による2校の光熱水費313万7,000円の増額など343万9,000円の増額です。</p> <p>4項社会教育費につきましては、木の国七宗コミュニティーセンターの光熱水費64万円の増額及び神湊コミュニティーセンターの光熱水費250万円の増額及び外壁改修工事の201万9,000円の増額など566万5,000円の増額です。</p> <p>14款予備費につきましては、財源更正により17万3,000円増額</p>
--	--

	<p>し、歳出合計を3億2,150万円とします。</p> <p>続きまして、議第46号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業及び育児参加のための休暇を取得しやすくするための改正で、育児休業を2回に分割して取得できるようになることと、配偶者が産後57日の期間に2回産後休暇を取得できるようにする条例改正であります。</p> <p>議第47号 七宗町自主運行バス設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、七宗町追洞地内において、主要地方道可児金山線バイパス工事に関連する町道取付道路工事が完了し、当路線を運行する七宗町自主運行バスの運行距離が0.2キロメートル短縮する条例改正で、先月の公共交通会議において承認をいただき、今回条例改正するものであります。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第39号及び議第41号の補足説明を求めます。</p> <p>住民課長 加納和敏君。</p>
<p>住民課長（加納和敏君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、議第39号、議第41号について補足説明させていただきます。</p> <p>まず、議第39号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,897万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,897万3,000円とするものです。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>歳入について説明します。</p> <p>4款1項県補助金10万円は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の増額です。</p> <p>6款1項繰入金15万2,000円は、未就学児均等割保険料繰入金の増額です。</p> <p>7款1項繰越金3,835万5,000円は、前年度繰越金の増額です。</p> <p>8款3項雑入36万6,000円は、前年度特定検診等負担金分追加</p>

	<p>交付の増額です。</p> <p>次に、歳出をお願いします。</p> <p>1 款 1 項総務管理費16万5,000円は、未就学児均等割に伴うシステム改修委託料の増額です。</p> <p>2 款 6 項傷病手当金10万円は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の増額です。</p> <p>8 款 1 項償還金及び還付加算金356万1,000円は、前年度精算に伴う保険給付費等交付金、特定健康診査・保健指導負担金の償還金及び令和2年度の退職被保険者等納付金精算分です。</p> <p>9 款 1 項予備費3,514万7,000円は、調整による増額です。</p> <p>歳入歳出の合計補正額は、それぞれ3,897万3,000円の増額です。</p> <p>次に、議第41号 令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の補正の説明をさせていただきます。39ページをご覧ください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ226万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,226万3,000円とするものです。</p> <p>40ページをご覧ください。</p> <p>歳入について説明します。</p> <p>5 款 1 項繰越金186万5,000円は、前年度からの繰越金の増額です。</p> <p>6 款 4 項雑入39万8,000円は、前年度保健事業費負担金精算還付金の増額です。</p> <p>次に、歳出をお願いします。</p> <p>5 款 1 項予備費226万3,000円は、調整による増額です。</p> <p>歳入歳出の合計補正額は、それぞれ226万3,000円の増額です。</p> <p>以上、補足説明とさせていただきます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第40号の補足説明を求めます。</p> <p>健康福祉課長 田中るり子君。</p>
<p>健康福祉課長 （田中るり子君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第40号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明させていただきます。</p>

	<p>予算書31ページをご覧ください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,474万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,474万1,000円とするものです。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>主な歳入について説明させていただきます。</p> <p>3款国庫支出金59万8,000円、5款県支出金29万9,000円、7款繰入金30万円の増額については、9月からの産休職員1名に代わる会計年度任用職員の給与分が増額になったことに伴う補助金の増額です。</p> <p>8款繰越金5,329万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金の増額分です。</p> <p>続きまして、主な歳出について説明させていただきます。</p> <p>4款基金積立金756万4,000円の増額につきましては、基金積立金の増額分です。</p> <p>5款地域支援事業費155万4,000円の増額は、産休職員に代わる会計年度任用職員の給与に係る増額分です。</p> <p>6款1項償還金及び還付加算金2,389万円、2項繰出金522万6,000円の増額は、前年度介護給付費等の精算による返還金及び一般会計への繰出金です。</p> <p>7款1項予備費1,650万7,000円の増額は、調整によるものでございます。</p> <p>歳入歳出の合計補正額は、それぞれ5,474万1,000円の増額です。</p> <p>以上、補足説明とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議第42号及び議第43号の補足説明を求めます。</p> <p>水道環境課長 石黒義仁君。</p>
水道環境課長（石黒義仁君）	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、議第42号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明させていただきます。</p> <p>予算書43ページをご覧ください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2</p>

<p>億7,825万円とするものです。</p> <p>44ページをご覧ください。</p> <p>歳入 6款1項繰越金102万円の増額につきましては、令和3年度繰越金によるものでございます。</p> <p>7款3項雑入95万9,000円の増額につきましては、8月4日の雷による水道機器破損等による保険金によるものでございます。</p> <p>歳入合計は、197万9,000円の増額でございます。</p> <p>続きまして、歳出をお願いします。</p> <p>1款1項総務管理費6万3,000円の増額につきましては、雇用保険料並びに公用車修繕によるものでございます。</p> <p>2款1項維持管理費203万6,000円の増額につきましては、雷による機器修繕80万2,000円、分郷地内の受水場送水ポンプの機能低下による取替工事250万9,000円の増額、水道料金並びに下水道使用料賦課徴収システム改修業務及び麻生浄水場炭酸ガス注入設備整備工事額確定により135万6,000円の減額となるものでございます。</p> <p>4款1項予備費につきましては、調整により12万円の減額となるものです。</p> <p>歳出合計は、197万9,000円の増額でございます。</p> <p>続きまして、議第43号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補足説明させていただきます。</p> <p>予算書49ページをご覧ください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,478万6,000円とするものです。</p> <p>50ページをご覧ください。</p> <p>歳入 6款1項繰越金134万2,000円の増額につきましては、令和3年度繰越金によるものでございます。</p> <p>続きまして、歳出をお願いいたします。</p> <p>1款1項総務管理費118万8,000円の減額につきましては、雇用保険料3,000円の増額、水道料金並びに下水道使用料賦課徴収システム改修業務額確定により119万1,000円の減額となるものです。</p> <p>4款1項予備費につきましては、調整により253万円の増額と</p>
---

	<p>なるものです。        歳出合計は、134万2,000円の増額でございます。        以上で、補足説明とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議第44号の補足説明を求めます。        支所長 福井靖信君。</p>
支所長（福井靖信君）	<p>（補足説明のため登壇）        議第44号 令和4年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算        （第1号）の補足説明をいたします。        予算書53ページをご覧ください。        第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35万        6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215        万6,000円とするものです。        54ページをご覧ください。        歳入につきましては、前年度から繰越金として35万6,000円増        額し、歳出予算の予備費を同額の35万6,000円増額補正するも        のです。        以上で補足説明を終わります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議第45号の補足説明を求めます。        ふるさと振興課長 林佳成君。</p>
ふるさと振興課長 （林佳成君）	<p>（補足説明のため登壇）        それでは、議第45号 令和4年度七宗町上麻生財産区特別会        計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。        予算書57ページをご覧ください。        中ほどにございます、第1条 既定の歳入歳出予算の総額を        歳入歳出それぞれ5万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を        歳入歳出それぞれ13万6,000円とするものでございます。        次のページ、58ページをご覧ください。        歳入につきましては、前年度からの繰越金として5万6,000        円の増額、歳出予算のほうでは予備費を同額の5万6,000円増        額補正するものでございます。        以上で補足説明を終わります。</p>

議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議第48号の補足説明を求めます。 会計室長 加藤裕規君。</p>
会計室長（加藤裕規君）	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、議第48号 令和3年度七宗町一般会計等の決算認定について、説明させていただきます。 議案書をめくっていただきますと、1から7ページに決算審査の意見書を添付しております。 それでは、8ページの令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表から順に説明をいたします。 会計別、歳入決算額、歳出決算額、差引残額、繰越明許費のうち繰越財源額、実質収支額、令和4年度繰越額の順に読み上げますが、繰越明許費のうち繰越財源額の該当がない会計につきましては、差引残額、実質収支額、令和4年度繰越額が同額のため、歳入決算額、歳出決算額、差引残額を読み上げさせていただきます。</p> <p>一般会計、歳入決算額34億8,491万201円、歳出決算額33億5,398万6,396円、差引残額1億3,092万3,805円、繰越明許費のうち繰越財源額1,000円、実質収支額1億3,092万2,805円、令和4年度繰越額1億3,092万3,805円。</p> <p>国民健康保険事業特別会計、歳入決算額5億172万4,008円、歳出決算額4億5,338万2,262円、差引残額4,834万1,746円。</p> <p>介護保険事業特別会計、歳入決算額6億6,688万6,244円、歳出決算額6億396万3,023円、差引残額6,292万3,221円。</p> <p>後期高齢者医療事業特別会計、歳入決算額7,665万2,948円、歳出決算額7,122万7,161円、差引残額542万5,787円。</p> <p>簡易水道事業特別会計、歳入決算額3億1,552万7,649円、歳出決算額3億1,050万6,704円、差引残額502万945円。</p> <p>下水道事業特別会計、歳入決算額1億5,151万5,623円、歳出決算額1億4,717万3,527円、差引残額434万2,096円。</p> <p>神淵財産区特別会計、歳入決算額208万4,409円、歳出決算額164万3,699円、差引残額44万710円。</p> <p>上麻生財産区特別会計、歳入決算額18万5,198円、歳出決算額11万3,534円、差引残額7万1,664円。</p> <p>中麻生財産区特別会計、歳入決算額4万9,034円、歳出決算額はゼロ円であります。</p>



	<p>差引 4 万9, 034円。</p> <p>合計の歳入決算額51億9, 953万5, 314円。</p> <p>歳出決算額49億4, 199万6, 306円、差引残額 2 億5, 753万9, 008円、繰越明許費のうち繰越財源額1, 000円、実質収支額が 2 億5, 753万8, 008円、令和 4 年度繰越額 2 億5, 753万9, 008円、歳入歳出外会計は、歳入歳出決算額は同額の 2 億6, 937万7, 583円です。</p> <p>次に、9 ページ、10ページには、一般会計の歳入及び歳出決算款別構成表を添付しておりますが、詳細につきましては、配布させていただきました決算書及び決算事項別明細書と併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、11ページ、令和 3 年度基金管理の状況（会計別）について説明いたします。</p> <p>会計、令和 3 年度中増減額、令和 3 年度末現在高の順で読み上げます。</p> <p>一般会計、利子積立増加額 2 億6, 538万9, 313円、取崩し減少額8, 324万2, 754円、令和 3 年度末、31億242万6, 660円。</p> <p>国民健康保健事業特別会計につきましては、積立増加額、取崩し減少額はともにゼロでございます。</p> <p>3 年度末が 1 億2, 119万9, 621円。</p> <p>介護保険事業特別会計、積立増加額、取崩し減少額ともにゼロでございます。</p> <p>令和 3 年度末が353万1, 671円。</p> <p>続きまして、下水道事業特別会計、利子増加額が7, 081円、取崩し減少額はゼロ、令和 3 年度末で3, 117万5, 116円。</p> <p>神奈川財産区特別会計、利子増加額4, 735円、取崩し減少額が100万円、令和 3 年度末が1, 538万9, 430円。</p> <p>上麻生財産区特別会計、利子増加額が8, 184円、取崩し減少額10万円、令和 3 年度末が3, 811万5, 132円。</p> <p>合計の増加額 2 億6, 540万9, 313円。</p> <p>減少額8, 434万2, 754円、令和 3 年度末が33億1, 183万7, 630円です。</p> <p>12ページからは、令和 3 年度中における主要事業実績表を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で、議第48号の説明を終わらせていただきます。</p>
--	--

議長（中島寛直君）	<p>続きまして、代表監査委員に、令和3年度決算審査の報告及び報告第5号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。</p> <p>代表監査委員 中島仁恵君。</p>
代表監査委員 （中島仁恵君）	<p>（報告のため登壇）</p> <p>おはようございます。</p> <p>代表監査委員の中島仁恵でございます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、令和3年度の決算審査の意見を報告させていただきます。</p> <p>議案書、議第48号の2ページをご覧ください。</p> <p>先日、町長さんに提出いたしました令和3年度決算審査意見書を配付しておりますので、必要事項を読み上げながら説明をさせていただきます。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>第1、審査の概要は、令和4年8月1日、3日、5日の3日間で行い、関係職員さんからヒアリングを得て、七宗町一般会計及び特別会計8件について、歳入歳出決算書及びその事項別明細書によって、その執行体制や会計処理の適否について審査をいたしました。</p> <p>歳入については、調定額に対する収入未済額や収入の大きなウエートを占める補助金が予算どおり確保されたか、減少している場合は、その原因と理由について審査をいたしました。</p> <p>歳出については、予算が目的どおり、適法、適正になされているか、そして効果が達成されているか審査をいたしました。</p> <p>第2、審査の結果につきましては、審査に付された一般会計及び特別会計についての決算書及び附属書類は法令に基づいて調製され、所定の事項を具備しており、適正に処理されていることを認めました。</p> <p>ただし、一部の処理について改善を要すると判断したものについては、その都度、関係課長さん等に質問や要望をさせていただきました。</p> <p>第3、決算状況の数値的なことは、ただいま会計室長さんから説明がございましたので省略をさせていただきます。</p> <p>次に、6ページをご覧ください。</p>

第6、基金管理の状況については、財政調整基金、ひちそうまちづくり基金、庁舎整備基金など、全ての基金の運用状況について、いずれも適正に処理されており、収支の計数についても正確であると認められましたので、今後も有利かつ確実な運用をされたいと思います。

なお、最後に全体を通した意見といたしましては、令和3年度も新型コロナウイルス感染症により事業を中止しなければならない状況となっていました。今後は、地域の絆を取り戻すためにも、町民の皆様の理解と協力をいただき、少しずつ活動を再開していただくよう努力を求めるものでございます。

以上、令和3年度の決算に係る審査の意見とさせていただきます。

続きまして、報告第5号、最後のページから2枚目です。

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告をいたします。

1枚めくってください。

ここに町長さんに提出いたしました意見書の写しをつけております。

先ほど報告しました令和3年度決算審査の折に、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について、担当者の方からご説明をいただきました。

1、総合意見といたしましては、審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算出基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めました。

ここで言えるのは、実質公債費比率が5.3%ということで、早期健全化基準の25.0%を下回り、非常によい結果であると思っております。

裏面をご覧ください。

2、個別意見といたしましては、1、実質赤字比率と、2、連結実質赤字比率につきましては、赤字はなく、良好な状態にあると認めました。

3、先ほどと重複いたしますが、実質公債費比率につきましては5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回り、良好な状態と認めました。

4、将来負担比率はなく、こちらも良好な状態にあると認め

	<p>ました。</p> <p>5、資金不足比率については、いずれの会計も資金不足はなく、良好な状態にあると認めました。</p> <p>最後に、是正改善を要する事項等につきましては、特に指摘すべき事項はないものと判断をいたしました。</p> <p>以上、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について報告をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>これより議案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑は質問席で行ってください。</p> <p>最初に何点質疑があるか述べ、1議題ずつ質疑をお願いします。</p> <p>それでは、質疑はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっております議第36号 七宗町教育委員会委員の任命については、直ちに討論及び採決したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようです。</p> <p>続いて、賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>

議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>これより議第36号の案件を採決します。</p> <p>この採決は起立によって行います。</p> <p>本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いします。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（中島寛直君）	<p>全員起立という。</p> <p>着席してください。</p> <p>したがって、議第36号 七宗町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっております議第37号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、直ちに討論及び採決したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定いたしました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、続いて賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>それでは、討論を終わります。</p> <p>これより議第37号の案件を採決します。</p> <p>この採決は起立によって行います。</p> <p>本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いします。</p> <p>（賛成者起立）</p>

	<p>全員起立ということで。 着席してください。 したがって、議第37号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。 続きまして、お諮りいたします。 ただいま議題となっています諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、直ちに討論及び採決したいと思います。 これにご異議ありませんか。 &lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定いたしました。 これより討論を行います。 反対討論から許します。 反対討論はありませんか。 &lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>続いて、賛成討論を許します。 賛成討論はありませんか。 &lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、これで討論を終わります。 これより諮問第1号の案件を採決します。 この採決は起立によって行います。 本案の意見は推薦者を適任として答申することに賛成の方はご起立をお願いします。 (賛成者起立)</p>
議長（中島寛直君）	<p>全員起立で。 着席ください。 したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任とし、答申することに決定いたしました。 お諮りいたします。 ただいま議題となっています議第38号から議第48号は、お手</p>

	<p>元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま議題となっています議第38号から議案48号は、議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託することを決定いたしました。</p> <p>なお、審査結果は委員会が終了次第、速やかに本職に報告願います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>常任委員会及び議案精読のため、明日9月8日から9月14日までを休会したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、明日9月8日から9月14日までを休会することに決定いたしました。</p> <p>9月15日は午後1時30分までにご参集くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>15日の日程は追って配付します。</p> <p>以上で本日の日程は全部終了しました。</p> <p>本日はこれで散会します。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>(午前11時06分 散会)</p>

令和4年第5回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和4年9月15日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9月15日 午後1時30分
出 席 議 員	1番 市川裕隆君、2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 住民課長 加納和敏君、健康福祉課長 田中るり子君、 支所長 福井靖信君、ふるさと振興課長 林佳成君、 建設課長 山田直光君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、教育課長 佐伯義則君、
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 亀山桂児君 記録 後藤美智代君
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第1. 町政一般に対する質問 日程第2. 議第38号から議第48号まで



議 事 の 経 過	
開 議	午後 1 時 3 0 分
議長（中島寛直君）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は9月定例会最終日となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>本会議はマスクの着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお話してください。</p> <p>また、議席番号4番 玉木幸治君にあつては、体調不良のため、会議規則第103条の規定により、つえの携帯を許可しましたので報告いたします。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（亀山桂児君）	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>議事日程、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>日程第1、町政一般に対する質問を行います。</p> <p>発言の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問は質問席でお願いします。</p> <p>議席番号1番 市川裕隆君。</p> <p>市川君。</p>
1 番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長よりお許しいただきましたので、町政一般について質問させていただきます。</p> <p>質問内容は三つございます。</p> <p>子どもたちの教育にかかる費用負担についてと、2番目といたしまして七宗町の防災体制について、三つ目といたしまして町内事業者の活用について質問いたします。</p> <p>一つ目の質問に移らせていただきます。</p> <p>子どもたちの教育にかかる費用負担について、質問させてい</p>

	<p>たきます。</p> <p>子育てには何かとお金がかかります。</p> <p>学校においても、タブレット端末の活用や先生たちのパソコン整備など、学習の資料づくりからIT機器の取扱いについてなど、学びのための予算を投じております。</p> <p>部活動やPTA活動についても、少子化により個人の負担が増えているように感じられます。</p> <p>子どもたちは、我が町、七宗にとっての宝です。</p> <p>子どもたちにとって最良な教育環境を整える必要があり、近々の課題として、学校統合などの問題も解決していかなければなりません。</p> <p>そこで質問ですが、部活動や、高校生になると通学費などで、七宗町の立地上、移動費がかさみます。</p> <p>この辺りの費用に対し、七宗町で補助を出すことやスクールバスの活用など、取り組みを行うことはできないのでしょうか。</p> <p>交通費を負担するPTA活動費に補助を出すなど、他の市町村でも行っていることを七宗町でもやれませんか。</p> <p>子どもたちの可能性に投資する町となるよう望みます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>教育長 早野稔君。</p>
<p>教育長（早野稔君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>子どもたちの教育に関わる費用負担について。</p> <p>ご質問いただきました部活動の移動費及び高校生の通学費に対する補助、また、高校生のためにスクールバスを動かすことはできないか、さらに、部活動を支援するPTA活動費に補助を行うことができないかについて答弁させていただきます。</p> <p>これまでも、部活動で試合に参加するなどの移動費につきましては、予算化し、スクールバスを使用して移動しており、今後も同様に支援してまいります。</p> <p>高校生の通学費補助及びスクールバスを動かすことはできないかについて、高校生への通学費の補助は今のところ考えておりません。</p>

	<p>また、高校生のためにスクールバスを動かすことについても、町営バスやJRの活用による通学が可能であることから、考えておりません。</p> <p>部活動を支援するPTA活動費に補助をすることができないかについては、補助金を出すことは考えておりませんが、部活動で必要なボールなどの購入は、これまでPTA部活動援助費に頼っておりましたが、今後、学校の消耗品費とすることで負担軽減につなげることはできないかと考えております。</p> <p>さらに、部活動の支援として、今後進められる部活動の地域移管の動きに合わせ、新たに指導者謝金を予算化するなど、支援を拡充したいと考えております。</p> <p>子どもたちにとって最良な教育環境を整えるため、優先順位をつけ取り組みたいと考えております。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	市川君。
1番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>早野教育長、答弁ありがとうございます。</p> <p>今までの慣例にとらわれることなく、子どもたちのことを第一に考え、最良な教育環境を構築いただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>現状、町営バスとJRの活用による通学が可能とのことですが、本当にそうでしょうか。</p> <p>電車やバスの時間が合わず時間を無駄にしまうことや、親が送迎する負担があります。</p> <p>通学だけでなく買物などにも活用できる、もっと便利で時代に合った生活の中の交通手段を考えてもらうことはできないのでしょうか。</p> <p>この辺りについては、次回の一般質問で質問させていただきたいと思います。</p> <p>続いての質問に移らさせていただきます。</p> <p>2番目といたしまして、防災体制について質問いたします。</p> <p>七宗町の防災体制について質問いたします。</p> <p>今年度に入り、消防団として、町内で火災が発生し緊急出動</p>

	<p>しております。</p> <p>やはり日中は仕事などで町外へ出られている方が多く、いざというときに消防団員が集まりづらい状況となっており、七宗町として防災体制の再編が必要ではないかと感じられます。</p> <p>全国的にも消防団員の成り手不足で、出動手当など報酬を上げたりしております。</p> <p>また、自主防災組織を各地域で組織しておりますが、各地域の自主性に頼った取り組みなので、町からの補助のある防災倉庫の設置や備品などはそろいつつありますが、いざというときの活動について、体制づくりが地区によっては弱いところが見受けられます。</p> <p>消防団や自主防災組織、消防団OBなど、今後は連携を図り、自分たちの町は自分たちで守るという意識が必要だと思います。</p> <p>このような状況下の中、七宗町として、防災について、改善していく予定などがありましたらお答え願います。</p> <p>また、七宗町の防災体制についての取り組み、方針についてご説明願います。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>総務課長 山田俊也君。</p>
<p>総務課長（山田俊也君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>全国的に地方部の消防団につきましては、人口減少、過疎化等により消防団員の確保に苦慮するとともに、消防団員の処遇改善に取り組んでおります。</p> <p>本町も、令和4年3月議会において国の方針を基本とし、団員の報酬や出動手当を改定し、消防団員の確保と地域防災力の強化を図っているところであります。</p> <p>消防団においては、毎年発生しております異常気象時の対策本部等設置するような状況の際も、対策本部に消防役員の皆さんに詰めていただき、組織力を生かして、団長の指示の下、迅速に倒木の撤去や土のう積みなど、全町にわたり機動的に活動していただいております、本町の防災にとって大変心強い存在であります。</p>

	<p>ご質問にあるように、日中の消防団による消火活動においては、消防団員のおおむね7割が町外に勤務しており、発生時に出動しづらい状況であることは確かであります。</p> <p>近隣市町村においても、それを補うための機能的消防団や消防団OBの方を協力隊員になっていただくなど、組織力を高める検討がされている状況であります。</p> <p>本町の消防団役員の中では、この問題は過去より議論されており、行政としましても必要性は十分認識しておりますので、今後、消防団と協議を重ねて、防災力を強化できるような組織の編成等、取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、各地区に設立されている自主防災組織につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという気持ちの中活動されており、大変感謝を申し上げますが、役員の交代や高齢化などで活動等、懸念されることもあります。</p> <p>行政においても経済的な支援や助言等を行いますので、相談していただくようお願いいたします。答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	市川君。
1番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>災害はいつやってくるか分かりません。</p> <p>住民の安心、安全を確保するためには、早急に体制づくりを行う必要があります。</p> <p>消防団での組織改革、各地域の自主防災組織を強化することが最優先だと思います。</p> <p>行政と地域住民が一体となり、防災力の強化に取り組んでいけるよう、今後予定している組織編成などの取り組みについて、いつ行うのか、お答えください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>

町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>先ほど答弁させていただいたとおり、行政も消防団の組織力強化のための体制づくりや自主防災組織を含めた地域防災力の強化の必要性は十分に認識しておりますし、消防役員の中でも、危機感を持ち、組織力強化に向けた体制づくりの議論は重ねてみえます。</p> <p>しかし、過疎化などが原因となる団員確保の問題を含め、組織改革の弊害となる要因が多く存在し、現在に至っております。</p> <p>行政も、消防団と共に現状の課題等を共有しつつ、現実的に機能する組織づくりの調査、検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>
議長（中島寛直君）	市川君。
1 番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>町長、答弁ありがとうございます。</p> <p>町長として、防災についてのプラン、アイデア等はございますでしょうか。</p> <p>今後の参考として、町長の考えをお答えください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>先ほど申したとおり、団員の確保の問題等を含めて、消防団と行政が調査し、検討して進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
議長（中島寛直君）	市川君。
1 番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>先ほども申したように、災害はいつやってくるか分かりません。</p> <p>住民の安心、安全を確保するように、早急に体制づくりを行</p>

	<p>っていただくようお願いいたします。</p> <p>続いての質問に移らせていただきます。</p> <p>町内事業者の活用についてということで質問させていただきます。</p> <p>新型コロナや世界的な情勢不安などから経済活動に変化が生じております。</p> <p>町内事業者においても少なからず影響を受け、厳しい状況と感じております。</p> <p>高齢化も含め、事業を存続できなくなる事業者も出てきております。</p> <p>七宗町民の生活において、お店や企業がなくなると生活が不便となっていきます。</p> <p>特に土建業者の方が減ってしまうと、いざというときの災害復旧において、迅速な対応ができなくなるおそれがあります。</p> <p>このような状況下の中で、町内事業者の活用については、ある程度の優遇措置が必要だと思います。</p> <p>特に新規就農や林業従事者、観光など、商工活動に関わる方々へ生活を維持するための施策が必要です。</p> <p>土建業においては、町内事業者の新規参入も含め、入札要件の緩和や請負金額の上限など、要件を緩和するなどして町内事業者を存続させることも必要です。</p> <p>この辺りはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>材料高騰や人材不足など、事業者などにとって存続するだけでも大変な時代であります。</p> <p>人口減少が否めないこの町を魅力ある町となるよう、人口流出を食い止め、移住者が増える施策も考慮し、地域経済の活性化のためにも、雇用創出、新規創業しやすい町となってほしいです。</p> <p>時代背景を踏まえた七宗町としての施策をお答えください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>町内事業者の活用についてということで答弁させていただきます。</p>

新型コロナウイルス感染症が私たちの生活を大きく変えてしまったと言っても過言ではなく、議員のご質問にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症と世界的な情勢不安が昨今の経済活動や社会活動の混迷を招いていると認識しております。

そんな中ではありますが、議員各位をはじめ町民の皆さんには、町政発展のためにそれぞれのお立場でご理解とご協力をいただいておりますことに衷心より感謝を申し上げます。

さて、ご質問の町内業者の活用についてでございますが、年々、商工業者の方々が廃業され、そのたびに寂しさを痛感するとともに、何とかしなければという強い思いを抱きながら日々の執務に当たっております。

ご質問にありました土木業者につきましては、近年の公共事業の発注量の減少により、その数は大きく減少しております。しかし、豪雨のときや深夜の土砂流失や倒木の処理あるいは冬季の除雪作業等に緊急出動していただいているのが現状であり、町内業者の存続は重要なことと理解しております。

そのためにも、本町の公共事業を多くの町内事業者の方々に請け負っていただくように、入札に参加できる事業者のランクづけ等について検討を進めているほか、議員も危惧されている雇用創出については、七宗町雇用促進奨励金制度の活用を促すよう、七宗町広報9月号で周知させていただく予定でございます。

また、移住・定住事業につきましては、昨年6月から日本最古の石博物館内に移住交流サポートセンターを開設し、山里暮らしを求めている方と七宗町をつなぐお手伝いや、空き家情報や生活情報の提供、イベントや観光PRなどを行っており、先月には、NPO法人岐阜空き家・相続共生ネットの理事長さんをお招きし、空き家の無料相談会を開催し、5名の方から相談を受け、移住や空き家の解体等についてのご相談を受け付けたところでございます。

今後も引き続き同センターを中心に移住・定住施策に取り組むとともに、今後はより定住に重きを置き、環境譲与税を活用して、戸建て住宅や集合住宅の建設について、建築事業者との協議を始めたところでございます。

よろしくご理解のほどお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。



	できます。
議長（中島寛直君）	市川君。
1番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>私自身、移住、定住に関するには、雇用をつくり出すことが必要だと常々思っております。</p> <p>今回の七宗町雇用促進奨励金制度を活用できたりすると、移住、定住の起爆剤になるのではと思います。</p> <p>人が増えれば商店も潤い、地域活動に参加したりと、好循環が生まれます。</p> <p>また、新たな取り組みで、七宗町まきストーブ等導入促進事業についても、まきストーブの販売設置など、町内業者の活用になりますし、間伐材などの森林資源の活用になり、さらには、まきの販売等で商店が潤うなど、住民、業者の方々が、多くの方々のメリットがあると感じております。</p> <p>このような七宗町の特徴を生かした施策がほかにもありましたらお答えください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>再質問にお答えします。</p> <p>豊かな森林資源を活用し、先人たちが残してくれたこの七宗町を守り、後世に受け継ぐことは私の使命でもあると痛感しております。</p> <p>さて、お尋ねの特徴を生かした施策につきましては、このたび、森林整備に合う間伐材の有効活用を目的として、七宗町まきストーブ等導入促進事業補助金、七宗町まき割り機購入補助金、七宗町まき購入補助金の三つの補助事業を整備いたしました。</p> <p>また、七宗商工会が金融機関と連携して実施する副業人材活用事業に対し、経費の一部を負担するよう、今議会の補正予算を計上させていただきました。</p>

	<p>令和4年度も下半期を迎えるわけですが、山積みする課題を解決し、活力ある町づくりのために、市全職員が一丸となり、様々な事業に取り組んでまいりますので、変わらぬご支援とご協力を賜りますようよろしく申し上げて答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	市川君。
1番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>幾つかの新たな事業を行う予定であると伺い、安心しております。</p> <p>しかし、町長といたしまして、立候補されたときのマニフェストを踏まえ、現町長である加納町長の目指すこの七宗町の町づくりについて、どのような町内事業者に対しての活用をしていければいいというご意見などをお聞かせいただければと思います。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>今、再々質問を受けましたが、私のマニフェストについては、一つ一つ事業を進めておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	市川君。
1番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>人口減少や高齢化など、課題は待ってられません。</p> <p>町長として、やはり七宗町のリーダーとして町を引っ張っていく方ということで、いろんなアイデアを発揮していただければと思います。</p> <p>これからも町政のためにご尽力いただきますようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。</p>

	ありがとうございます。
議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号3番 大鋸利光君。
3番（大鋸利光君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。</p> <p>県道、町道に繋がる通行可能な林道の保守管理についてであります。</p> <p>現在利用しています県道、町道は、自動車同士のすれ違いができない箇所が複数あります。</p> <p>県道可児金山線は、現在、可茂土木事務所、町建設課の計画の下、着々と進められ、感謝申し上げます。</p> <p>我が町は、3市3町に隣接しているものの、自動車なくしては生活ができない社会の中にありますので、車が道幅狭しところで故障し、車を移動することができなくなったときなど、方向転換もできません。</p> <p>非常に困ったこととなります。</p> <p>可児金山線、富加七宗線の完成開通はまだまだ先となります。</p> <p>地域生活者の迂回路として必要かつ重要な役割を果たす林道についてお尋ねします。</p> <p>県道をはじめ、町道につながる通行可能な林道の保守管理はどのような手順になされているか伺います。</p> <p>道路点検、倒木の処理、草刈り、不法投棄、標識、通行規制等の保守点検管理であります。</p> <p>ひな形があれば、お示ください。</p> <p>また、今後の対応策も含めお伺いをします。</p> <p>お願いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>ふるさと振興課長 林佳成君。</p>
ふるさと振興課長 （林佳成君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、県道、町道につながる通行可能な林道の保守管理について、答弁をさせていただきます。</p> <p>現在、町内には37路線の林道が整備されており、そのうち6</p>

	<p>路線が通り抜け林道、峰越林道となっております。</p> <p>ご質問の、県道をはじめ町道につながる通行可能な林道の保守管理はどのような手順でなされているのか、ひな形があればお示しくださいとのことですが、特にお示しするような手順書やマニュアルはございませんが、現在は、平成20年4月より施行しております七宗町林道管理要綱に基づき、職員が定期的に巡回し、状況確認を行って、不良箇所があった場合はその都度対応しております。</p> <p>また、倒木等の処理につきましては、事態を確認次第、山林所有者等と連絡を取りながら、軽微な処理は職員が伐採等を行い、大がかりな処理は土木業者等に依頼するなどして対応しております。</p> <p>ただ、昨今は山仕事に入られる方も少なく、林道等が放置された状態が続いているせいか、路面が荒れたり、路肩の草木が伸び放題になったりして、落石や倒木が見られる箇所が多くなってきており、その対応について苦慮しているところでもございます。</p> <p>なお、今後も林道通行に関する注意喚起の看板の設置や、森林環境譲与税を有効活用した林道の保守や整備に当たるよう予算計上しているところではございますが、林道は、林産物の運搬や植林、伐採、治山、治水の各事業、森林管理等のために整備されているものであり、県道や町道の迂回路として整備されているものではないということをご理解をいただき、通行される場合は落石や倒木に十分注意していただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	大鋸君。
3番（大鋸利光君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>どうもご答弁ありがとうございました。</p> <p>早急に対応していただきまして、誠にありがとうございます。一言だけ申し上げて降壇したいと思います。</p> <p>林道使用が容易になれば、さらなる問題も起きてきます。ポイ捨てや不法投棄、不法植物の採取行為、後を絶たないことも心配ですが、原則として利用は自己責任であります。</p> <p>昨今は、人のせい、物のせい、物がそこにあるのが悪いこと</p>

	<p>のように責められる時代です。 林道がよきに活用され、ますます森林環境のため整備され、一層通行可能な林道となることを願い、降壇します。 どうもご答弁ありがとうございました。</p>
議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号7番 福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇） 7番 福井でございます。 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。 2問ございますが、まず最初に、土石流と森林整備についてでございます。 国内各地では、毎年のように記録的な豪雨災害が発生しております。 今年8月初旬にも、北陸や東北地方を豪雨が襲い、また、中旬には北海道地方、そして九州北部と、各地で甚大な被害が発生しております。 近隣の関市上之保地区では、豪雨災害の記憶に新しいところです。 異常気象、線状降水帯が一因とも報道されております。 被災地からの山の映像等には、幾筋もの崩落箇所が確認され、土石流が住宅や農地を襲っております。 毎年のように発生する災害に対して、今や想定外の災害ではなく、現状の把握と検証に基づく備えが必要だと考えます。 土石流の流出を防ぐ砂防堰堤の現況調査、堤防のかさ上げ、または河床のしゅんせつ等、今後の防災・減災計画を伺うものです。 また、土石流の発生源となる山は、戦後、木材の需要も高まり、伐採と植林がされ、国策も後押しして、多くの人が山の作業に従事をされておりました。 そして、その後は、ご存じのように生活様式が大きく変わり、山の作業からは、作業員は遠のき、植林されたまま手入れの行き届かない山林が増え、緑のダムと言われる水源の山も、保水力が下がり、日が差さない山肌には根から倒れた風倒木が目立ち、災害の発生源となりかねない現状があります。</p>

	<p>本町の全てが自然公園と称される町長、この現状が、豊かな自然に囲まれた町、緑と清流の里にふさわしい町と認識されておられましようか。</p> <p>森林の整備は、土石流災害発生等に大きく左右するものと思います。</p> <p>森林は、木材の供給は無論のこと、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止等、多面的機能を有しております。</p> <p>近隣市町村でもいち早く、50年、100年後の森林づくりの取り組みが始まっております。</p> <p>半世紀前から先輩たちが取り組んだ七宗の山、手を加えることなく次世代に受け継ぐことのないよう、森林整備を、行政が管理する山は無論のこと、積極的に取り組む課題の一つだと思うが、今後どのような考えを持ってこうした計画に取り組むか、町長に伺うものであります。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
<p>町長（加納福明君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>土石流と森林整備について答弁させていただきます。</p> <p>福井議員のおっしゃるとおり、近年、豪雨による災害が全国各地で発生しており、近年では、先月8月においては、九州から北海道にかけて各所で被害が発生しました。</p> <p>近年の豪雨発生状況においては、局所的な豪雨も含め、どこで発生しても不思議ではなく、その備えとして防災対策を行うことは、極めて重要なことであると考えております。</p> <p>こうした中で、防災対策に関し、職員には、日頃より危機意識を持って当たるように指示しており、また、土砂災害対策施設の整備をはじめ、一級河川に堆積した土砂のしゅんせつについては、その管理者である岐阜県に積極的に働きかけを行っているところであり、今後においても一層働きかけを進めていく考えであります。</p> <p>森林整備につきましては、岐阜県が100年先を見据え、自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件により、理想的な森林の姿を形成するよう、令和4年度から令和8年度まで5か年計画で第4期岐阜県森林づくり基本計画を制定し、森林づくり</p>

	<p>に取り組んでおります。</p> <p>これにあわせて、本町も山林を、木材生産林、環境保全林、観光景観林、生活保全林の四つに区分した森林配置計画を策定しており、これに基づき、環境譲与税や様々な補助事業を活用して、目指すべき森林の姿に向け、岐阜県森林組合連合や地域森林管理支援センターのご指導の下、可茂森林組合などの事業体のお世話になりながら森林づくりの推進を図っているところであります。</p> <p>今後も、次世代に自信を持って受け継げるような森林整備に向けて取り組んでまいり所存でございますが、今年度末から契約期間が満了となっております分収林の取扱いについて、所有者をはじめとする関係者並びに関係機関には、さらにご理解をいただかなければならない事案が山積しておりますが、緑と清流の里を長きにわたり守り抜くため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長（中島寛直君）	福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ご答弁をいただきましたが、いま一度再質問としてさせていただきます。</p> <p>防災対策は極めて重要と考えておられる町長でございますが、土砂災害対策施設の整備とは具体的に、今後、どのような施設の整備を示唆されているのか伺うわけでございます。</p> <p>また、先ほどの質問を繰り返すわけですが、土石流の流出を防ぐ砂防堰堤の現状、高い確率で安全が保たれているか、また、その状況を伺うわけです。</p> <p>多面的機能を有する森林整備、森林配置計画では、現状の取り組みを伺うわけです。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>

町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>土石流と整備についての再質問にお答えさせていただきます。</p> <p>土砂災害対策施設とは、急傾斜地崩壊対策事業における、のり面を保護するための、法枠工や落石などから家屋等を守る擁壁、また、砂防関係においては、通常砂防事業による砂防堰堤を言い、これらの施設の整備を行っています。</p> <p>砂防堰堤につきましては、設置者であります岐阜県が、各施設の定期的な点検を実施しており、施設の異常等がある場合は修繕を、堆積した土砂が著しい場合はしゅんせつを実施するなどして、施設の安全を保つようにしております。</p> <p>次に、森林配置計画の状況及び今後の計画についてのご説明をいたします。</p> <p>先ほど言いました木材生産林は、森林経営計画の策定している森林について、原則指定されており、近年では、可茂森林組合による杉洞、葉津の団地について、作業道が開設及び森林整備を実施しています。</p> <p>今後も、集約化が進み、森林経営計画が策定できる場合は、木材生産林として指定していくことになります。</p> <p>環境保全林とは、公益的機能の発揮を重視すべき森林について原則指定されており、令和3年度においては、水源林の保全を目的として、室兼の川奥を、県の環境税を活用し実施し、今後も公益的機能の発揮を目的とした箇所については、県の環境税を活用して森林整備を実施する箇所の指定をしていくことになります。</p> <p>観光景観林は、県道64号可児金山線や県道58号関金山線において、街道に隣接している森林を指定してありますが、現在のところは事業実施の予定はございません。</p> <p>生活保全林については、倒木等の危険防止や野生鳥獣の被害軽減のためなど、住民の生活・環境保全上重要な森林について原則指定されており、令和3年度においては、野生鳥獣の被害軽減を目的として、中麻生の放置竹林整備を、県の環境税を活用して実施しており、今後も、倒木等の危険防止と野生鳥獣の被害軽減となることを目的とした箇所について、県の環境税を活用して、森林整備を実施する箇所の指定をしていくことになります。</p>
-----------	--



議長（中島寛直君）	福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>いま一度、質問をさせていただきます。</p> <p>急傾斜地は県の施設だから県が把握している。</p> <p>じゃ、現在、町は、その把握をしていないということなんでしょうか。</p> <p>国道や県道は使用するだけでなく、お任せといった感じです。</p> <p>住民の生活を守るために、常に現状を把握して、新設や改善等々、計画的に進めるための基本的な作業だと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、森林配置計画についても、観光林を除いては推進しているとの答弁がありますが、何からいつ、どのような形で取り組むのか、今、具体的にありましたらお伺いをいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>砂防堰堤の施設については、県がやっておる状況でございます。</p> <p>施設の状況により、毎年である物、3年である物、5年である物、各施設により、それぞれの年数を決めて点検をしているところでございます。</p>
議長（中島寛直君）	福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>現状は、住民の生活に直結するものでございます。</p> <p>特に砂防堰堤等々については、町が常に把握をして、県のほうへその都度の要望等々をしていただきたいと思います。</p> <p>また、それぞれの森林配置計画についても、また今後、早い時期で事業計画をお願いするわけでございます。</p> <p>それでは、次の質問をさせていただきます。</p> <p>火災時における消火施設についてでございます。</p>

	<p>今年の6月30日午後、本郷地内において建物火災が発生をしました。</p> <p>被災をされました方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。</p> <p>消火活動には近隣の方々のご協力もあり、鎮火には至りましたが、作業所や住宅に大きな被害が発生し、3名の方がけがをされたとも聞いております。</p> <p>火災の消火活動には、消火栓の設備が利用されましたが、もっと筒先の本数をもっと見ておりましたが、消火栓の水圧と水量の限界を感じる、今以上に、水利を準備、確保する必要があると感じたわけでございます。</p> <p>上麻生本郷周辺の他の水利としては、木和谷や上麻生小学校グラウンドにある水利、あるいはまた神淵川が想定されますが、緊急使用には現在、難があります。</p> <p>以前にもこの質問はしておりましたが、容易に使用できるよう改善が必要と考えます。</p> <p>住宅密集地での消火設備、住民の安全確保等、個々の反省はあるものの、行政の検証結果と今後の取り組みを伺うものであります。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
<p>町長（加納福明君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>火災時における消火施設について答弁させていただきます。</p> <p>6月30日発生の本郷地内の建物火災では、消防団をはじめ、関係者、また近隣の住民の皆さんに、消火活動にご協力いただき感謝を申し上げます。</p> <p>数年来、七宗町内では今回のような住宅密集地での火災が発生していないため、今回の消火では、初期消火や水利の確保の重要性などを再認識いたしました。</p> <p>今回の火災では、消火活動に付近の地上消火栓5本と可茂消防七宗出張所及び川辺出張所のタンク車2台により消火活動を行いました。隣接する住宅に延焼し、出火より1時間25分で鎮火しました。</p> <p>今回の消火活動を検証すると、地区内に消火栓は多く設置し</p>

	<p>てありますが、一度に多くを開栓すると水圧低下が発生します。</p> <p>また、付近の河川は、護岸が高く、ポンプを容易に、また短時間に搬入設置することは現状では困難であります。</p> <p>今回のように住宅密集地の延焼による大規模火災を想定しますと、複数箇所での消火栓使用では限界がありますので、それを補う防火水槽の新設、水路からの取水など短時間で取水可能な水利の調査を実施したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございました。</p> <p>いち早くその調査を実施していただきまして、この弱点を解消していただきますことを望みます。</p> <p>消火施設や器具の充実は、行政の責務と考えます。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p> <p>質問を終わります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>お諮りいたします。</p> <p>これより暫時休憩したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、暫時休憩することに決定しましたので、暫時休憩いたします。</p>
	<p>（午後2時26分 休憩）</p> <p>（午後2時35分 再開）</p>
議長（中島寛直君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議席番号8番 林茂樹君。</p>

<p>8 番（林茂樹君）</p>	<p>（質問のため登壇）</p> <p>8 番議員 林ですが、私は町民の健康を増進して、福祉行政の発展を図るために、そのような立場から 2 点質問させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。</p> <p>1 点目は、七宗町受動喫煙防止条例の制定についてということです。</p> <p>喫煙は身体的な健康面から、百害あって一利なしと言われております。</p> <p>統計的に見ても、男性の喫煙者のがんで亡くなる危険性は、喉頭がんで 5.5 倍、肺がんで 4.8 倍となっております。</p> <p>たばこの害は喫煙者のみでなく、周囲の人たちにも広がっています。</p> <p>煙には、たばこを吸う人が直接吸い込む主流煙と、火のついた先から立ち上がる副流煙に分かれます。</p> <p>この副流煙には、主流煙に比べニコチンが 2.8 倍、タールが 3.4 倍、一酸化炭素が 4.7 倍含まれると言われております。</p> <p>この副流煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを受動喫煙といい、受動喫煙にさらされると、がんや脳卒中、心筋梗塞、呼吸器疾患などの様々な病気のリスクが高くなります。</p> <p>このため、受動喫煙は近年、社会全体で取り組む問題として認識されております。</p> <p>この望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成 30 年、2018 年の 7 月に成立いたしました。</p> <p>この改正により、飲食店、職場等は、令和 2 年、2020 年 4 月 1 日から、原則屋内禁煙が義務づけられました。</p> <p>当役場庁舎でも、そのときから施策が実施されて守られています。</p> <p>また、たばこの吸い殻等の残留物が空気に触れることによって化学反応を起こして有害物質を放出し、それを吸い込むことによって健康被害が出ることもあり、これを三次喫煙といって、受動喫煙以上に悪影響があることが指摘されております。</p> <p>多くの害が指摘されている喫煙ですが、今回の質問は、町民の健康増進を図る立場から、たばこの害から町民全体を守る取り組みとして、受動喫煙防止条例が制定できないか伺うも</p>
------------------	--

	<p>のであります。</p> <p>この防止条例については多くの自治体が制定しておりますが、自治体の状況に合わせていろいろ差異があります。</p> <p>岐阜県では多治見市が、多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例として、令和2年4月1日から施行しております。</p> <p>当町でもぜひ検討していただき、制定していただくようお願いいたします。</p> <p>1点目の質問は以上です。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>健康福祉課長 田中るり子君。</p>
健康福祉課長 （田中るり子君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>林議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>町民の健康増進を図るため、受動喫煙防止条例の制定ができないかとのお尋ねでございました。</p> <p>健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するため、多くの方が利用する施設において原則禁煙となりました。</p> <p>施設の種類や利用者等に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務化などの措置が講じられています。</p> <p>議員が言われるとおり、喫煙は、がんを初めとした生活習慣病や慢性閉塞性肺疾患などの発症リスクを高めます。</p> <p>また、20歳未満の者や妊婦の喫煙は、健康や成長発達に悪影響を与えるため、自身の喫煙や受動喫煙を受ける機会はなくすべきです。</p> <p>受動喫煙の防止は、町民の健康を維持増進していくために重要な課題の一つと考えております。</p> <p>町では、第3期七宗町健康増進計画における取り組みとして、喫煙者の禁煙支援やたばこの害についての啓発を掲げ、各種健診や教室の開催時等に働きかけを行っています。</p> <p>まずは、町民の受動喫煙防止への熟度を高め、町全体としての受動喫煙防止の気運を高めるために、今後も、健康増進法及び七宗町健康増進計画の下で受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>

議長（中島寛直君）	林君。
8番（林茂樹君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございました。</p> <p>再質問としてはありませんが、健康増進の立場から、できるだけ受動喫煙防止のアピールといいますか、法制化できるような方向で進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2点目の質問ですが、これも非常に微妙な問題ですので、できる限りでよろしいですから答えていただければいいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>七宗町の8050問題についてということです。</p> <p>80年代の親が50代の子どもの生活を年金で支えるという8050問題が社会問題化しております。</p> <p>七宗町においてそのような実態があるか、お伺いいたします。</p> <p>もし把握していないのならば、調査するようお願いいたします。</p> <p>また、そのような実態があったら、問題解決に向けた取り組みの概要をお伺いいたします。</p> <p>本当にできる限りでよろしいですので、回答をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>健康福祉課長 田中るり子君。</p>
健康福祉課長 （田中るり子君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>林議員の質問にお答えいたします。</p> <p>七宗町の8050問題の実態についてのお尋ねでございました。</p> <p>一般的に8050問題の実態は顕在化が難しく、家族が抱える問題も、経済的なことから健康、介護、就労など、家族それぞれに複合的な問題を含んでいるとされています。</p> <p>町全体の実態を把握することは難しく、町といたしましては、各種相談窓口の連携を図り、町民からの相談や情報提供があった場合には、速やかに関係機関の支援につなげられるよう体制を整えています。</p>

	<p>家族の状況に応じて県のひきこもり地域支援センターを紹介したり、生活困窮者自立支援事業につなげて、相談員に家計や就労の相談にきめ細かく応じていただいたりしています。今後も、相談窓口の周知、支援の強化はもとより、8050問題とその背景にあるひきこもりについて、周囲の方々の理解や支援が得られ、当事者が孤立しないような地域づくりに取り組んでいきます。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	林君。
8番（林茂樹君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁どうもありがとうございました。</p> <p>再質問はありません。</p> <p>何とぞ、特に8050問題、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号4番 玉木幸治君。
4番（玉木幸治君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>4番 玉木です。</p> <p>それでは、ただいま議長にお許しをいただきましたので、町長交際費の公表についてを質問いたします。</p> <p>町長交際費は、行政の円滑な執行を図るため、公正で透明な行政の推進に資するため、町長が代表して、外部の個人または団体との交際に要する経費であり、町政運営の透明度をより高め、町政に関する情報を町民とも共有すること、極めて重要であると思ひます。</p> <p>近隣町村では、情報公開条例制定後、町長交際費支出に関する公文書については、平成18年10月より開示基準を定め、公表されています。</p> <p>また、資産等の公開に関する条例、規則に基づく資産等の公表も、ホームページで公表されています。</p> <p>さて、町長交際費の公表については、令和元年12月第6回定例議会において一般質問を行い、前町長より、今後、公表に向けて検討していきたくて思ひますとご回答いただきま</p>

	<p>した。</p> <p>その後、後任町長において、令和3年7月1日に開示基準を定められ、進められておりますが、いまだに公表されておられません。</p> <p>町長交際費等を公表される考えはないでしょうか、伺います。以上であります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>総務課長 山田俊也君。</p>
総務課長（山田俊也君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>町長交際費の公表につきましては、令和3年7月1日付で七宗町長交際費支出及び公表に関する基準を定めました。</p> <p>その基準により公表の内容、公表の方法、公表の時期10月を明記し、附則により令和3年7月1日より施行し、令和3年度に支出する交際費から適用すると定めましたので、本年10月より令和3年度分の公表をいたします。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>玉木君。</p>
4番（玉木幸治君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ご答弁ありがとうございます。</p> <p>行政運営の透明性を高め、情報を町民の皆さんと共有し、開かれた、信頼される町政を実現するために、ぜひとも公表をすべきだと思います。</p> <p>公表を願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議席番号6番 加納忠良君。</p>
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>それでは、町政一般に対する質問につきまして、4点お願いいたします。</p> <p>まず1点目、三年番茶、間伐事業等に関わる監査についてでございます。</p> <p>三年番茶に関わる事業につきまして、令和3年度の決算監査</p>



	<p>や定例監査等で可茂森林組合の監査を実施されましたかお伺いします。</p> <p>また、岐阜県及び七宗町の補助金を受けた事業実施団体である可茂森林組合の間伐事業の監査をされたのかお伺いをします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>議会事務局長 亀山桂児君。</p>
局長（亀山桂児君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>加納議員のご質問にお答えします。</p> <p>三年番茶並びに間伐等に関わる事業について、可茂森林組合に対して監査を実施したかとお尋ねでございました。</p> <p>令和3年度の決算審査の概要等については、定例会初日に監査委員からご説明させていただいたとおりですが、支出状況については、事業等が完了後速やかに担当課に提出される報告書等の精査を行い、法令や条例及び七宗町会計規則に沿って、予算の執行及び関連する事務は処理されていることから、質問にあります可茂森林組合に対する監査は実施しておりません。</p> <p>以上が、加納議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納君。</p>
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>再質問、2回目の質問をさせていただきます。</p> <p>美濃加茂市との定住自立圏では、前井戸敬二町長のときには、三年番茶を特産品として取り組んできました。</p> <p>現在、美濃加茂市は、茶畑について耕作放棄地対策として取り組む考えであることをふるさと振興課長より説明を受けました。</p> <p>事業に対する考え方が変わってきました。</p> <p>また、間伐実施事業について、令和3年度に実施した下八日市地内の箇所では、同年度内で森林所有者が皆伐を行ったことにより、補助金の返還が生じています。</p>

	<p>こうしたことから、可茂森林組合には状況の確認、なぜこうしたことが起こったのか、費用対効果がどうなのかなど、監査委員は監査をするべきであると考えます。</p> <p>このことについて、お答えください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>議会事務局長 亀山桂児君。</p>
局長（亀山桂児君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>加納議員の再質問にお答えします。</p> <p>令和4年度の当初予算に計上しておりました三年番茶特産品化業務委託料は、定住自立圏構想の中心市である美濃加茂市と協議を行った結果、名称を里育事業業務委託料に変更することとなりました。</p> <p>詳細については、6月6日に開催した全員協議会において担当課より説明をさせていただいたとおり、事業名は変更となりましたが、耕作放棄された茶園を持続して整備する取り組み及び可茂森林組合への委託業務内容については変更していません。</p> <p>また、間伐事業の補助金返還に至った経緯としましては、対象となった山林は平成26年度に間伐事業補助金の交付を受け、可茂森林組合が間伐を実施しましたが、平成30年から令和元年までの間に山林所有者が皆伐を行うために伐採及び伐採後の造林届出書を役場に提出した際に、担当課が誤って、適合通知書を出してしまったため、皆伐が行われてしまいました。</p> <p>この事実を確認した岐阜県が、間伐事業に対して交付した森林環境保全直接支援事業補助金の返還を決定したことに伴い、七宗町も間伐事業の上乗せ分として平成26年度に交付した間伐事業補助金の一部の返還を可茂森林組合にお願いいたしました。</p> <p>役場として、確認不足により関係者の皆さんにご迷惑をおかけしたことは確認しております。</p> <p>なお、令和4年3月25日に実施した例月出納検査において、監査委員から補助金返還に関する問合せがありましたので、当時の担当課長に確認したところ、補助金の返還については、</p>

	<p>現在、可茂森林組合と話し合いを進めている段階であるとの報告でした。</p> <p>その後、令和4年度に入り補助金の返還が決定したことから、6月定例会において補正予算としてお認めいただき、先月末に可茂森林組合から補助金の返還をしていただいておりますので、現段階では監査は必要ないと考えております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございました。</p> <p>再々質問、3回目の質問をさせていただきます。</p> <p>質問しましたように、三年番茶については、特産品開発から耕作放棄地の対策に大きく美濃加茂市がかじを切り替えました。</p> <p>こうしたことから、今後の取り組みを考える上で、監査委員として、費用対効果をはじめ、監査すべきではありませんか。監査委員の職務を考えてお答えください。</p> <p>また、間伐実施事業についても、監査委員として担当課が誤った事務を行ったのであれば、どこに行政の問題があったのかの原因を調べるのが、監査委員の仕事でないかと考えます。</p> <p>お答えください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>議会事務局長 亀山桂児君。</p>
局長（亀山桂児君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>では、加納議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず、七宗町の中島代表監査委員並びに議選委員の福井議員お二人は、地方自治法第198条の3に記載されているとおり、常に公正不偏の態度を保持して監査等を行ななければならないことを念頭に置きながら、職務を遂行していただいております。</p> <p>監査委員が行う監査について、少しご説明をさせていただきます。</p>

	<p>ます。</p> <p>通常、監査委員が行う検査等は時間的な制約がありますので、ある一定の検査すべき範囲を合理的範囲として決め、それを確実に監査することによって、全体を推しはかって適正意見を出しています。</p> <p>この試査による方法は、多くの自治体においても実施されていると思います。</p> <p>一円単位までを確認しようと思えば、試査ではなく精査となり、監査請求など特定の事柄になるので、通常検査等は試査によるものとしております。</p> <p>あと……。</p>
	<p>(加納忠良議員)</p> <p>議長。</p> <p>時間の制約がありますので、あまり時間を使わないようにお願いします。</p>
局長（亀山桂児君）	<p>すみません。</p> <p>この後の監査についてですが、先ほども述べさせていただいたように、可茂森林組合からの補助金返還については、8月末に補助金の返還をしていただいておりますので、9月26日に開催予定の例月出納検査において、ようやく執行状況等が確認できると考えております。</p> <p>あと、三年番茶に係る委託料については、先ほど説明したとおり、令和4年度当初予算から名称以外は変更についてはありませんので、現在は、先ほど述べたように監査をする予定はないということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>(質問のため登壇)</p> <p>今、1番の質問についての所見をさせていただきます。</p> <p>監査委員は、地方自治法に基づいた職務権限を含めた適正な事務を行っていただきたい。</p> <p>議会事務局長は、そうしたことに真摯に向けてやっていただ</p>

	<p>きたい。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、2点目をお願いします。</p> <p>渡辺参事の議会事務局長時代及び参事の職務に関わる基本的な姿勢等についてお伺いをします。</p> <p>私は、渡辺参事が議会事務局長のときに、幾度となく全員協議会の場で、監査委員は町の補助金団体や町の出資団体の役員等を兼ねることは好ましくないことを発言しました。</p> <p>令和4年3月定例会の町政一般質問で、町監査委員の補助金団体役職について質問を行いました。</p> <p>参事は、昭和48年4月13日付で、当時の自治省の行政課長から埼玉県総務部長宛てに通知された自治行第50号での回答文書を引用して、法令上問題ないと認識していると答弁されました。</p> <p>参事はこうした問題を認識、質問の趣旨を理解していません。町の補助金団体の役員を兼ねていますと、該当する監査委員はその団体の監査をすることができません。</p> <p>過去に、第三セクター、七宗町ふるさと開発の監査を町議会で議決した際、当時の代表監査委員、議会議員からの監査委員が役職を兼ねており監査ができないという問題となりました。</p> <p>これは、補助金団体の役員を兼ねている期間、例えば3年間なら3年間、監査をすることができないのです。</p> <p>先ほど監査委員事務局に質問したことへの答弁が、問題の本質です。</p> <p>また、私が令和3年9月定例会にて、電動車椅子の購入に対する補助金制度について町政一般質問をしました。</p> <p>情報公開により開示されました令和3年8月26日開催の議会運営委員会では、参事は、加納忠良の町政一般質問に対して、認識が違うような気がします、自動車運転免許を返納するのでシニアカーを使う云々、これは歩行補助器で歩行が困難な方とかが返納してこれにするという考え方がちょっと間違っていると思いますと発言しています。</p> <p>白川町の高齢者ハンドル型電動車椅子、シニアカー購入補助金制度では、目的を高齢者の自動車免許返納促進及び外出支援を図り、自立した生活を営むことができることを目的とす</p>
--	--

	<p>る。</p> <p>とあります。</p> <p>参事はこの質問の本質を捉えることなく、間違った理解をされています。</p> <p>町長の考えをお伺いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>ただいまの質問にお答えします。</p> <p>加納議員は、令和4年3月議会の町監査委員の補助金団体役職についての一般質問の再質問で、3人以上の監査委員体制であれば、1人ができない場合に複数の監査委員によることができます、1人の監査委員で監査したことが問題ですと発言されました。</p> <p>この発言は、監査委員制度があたかも監査委員会であるかのように、合議制と言っておられるよう聞こえます。</p> <p>もしも監査委員制度が合議制であるならば、2人の監査委員のうち、1人が除斥されれば、監査は成立しないことは当然であります。</p> <p>しかし、我が国の地方自治体の監査委員制度では、行政機関が1人で構成される独任制であります。</p> <p>おのおのの監査委員それぞれが独立した行政機関であるがため、1人の監査員であっても、その機能は果たされます。</p> <p>それゆえ、全国の自治体の監査委員で財政支援団体等の役職に就いておられる方もいらっしゃいますし、管内の市町村においても同様の例がございます。</p> <p>さらに、加納議員の持論でいえば、議員の政務活動費等が支払われているような監査委員2人の自治体では、その部分の監査は議会選出の監査委員は除斥され、1人の監査委員で毎年監査することになり、問題だということになります。</p> <p>しかし、現行法令上は、自治体の条例で議会選出の監査委員を選出しなければ、この状態はずっと続くことになりませんが、それが問題であるか違法であるかということは、違法であるかということにはなっていません。</p>

	<p>また、令和3年9月議会で電動車椅子の購入に対する補助金制度に対する議員からの質問について、議会運営委員会の参事の発言では、一般質問の議事録等をよく読んでもらえば分かりますが、加納議員の質問があたかもシニアカーが自動車の代用品であるような内容であったため、シニアカーが本来どういうものかを述べただけにすぎず、玉木議会運営委員長も参事の説明に、なるほどと理解を示されておられました。そのため、本会議の答弁では担当課長から、その内容も含めて、近年は自動車運転免許証返還に伴い、シニアカーの普及も進んでいることも認識している上で、本町の考え方について丁寧に答弁をしたところであります。</p> <p>以上のことから、議員が、参事に対する質問の内容の本質を捉えることなく、間違った理解をされているとのご指摘は、皆目見間違いであります。</p> <p>以上です。</p>
議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>今2点目の再質問、2回目の質問をさせていただきます。</p> <p>地方自治法第199条の監査委員の職務権限について確認をしていただきたい。</p> <p>どういうことか理解をしていただきたい。</p> <p>町長は、2人の監査委員のうち1人が除斥されれば監査は成立しないことは当然でありますと答弁されましたが、令和4年3月定例会で私の町政一般質問に、渡辺参事が答弁をした内容を理解されていますか。</p> <p>先ほどの1番の質問で、町の補助金団体、出資団体の役職を兼ねていることの問題を理解されていないのですか。</p> <p>お答えください。</p> <p>町長、参事の考えですと、監査委員が町の補助金団体、出資団体の全ての役職を兼ねていても問題ないということになります。</p> <p>これは大きな問題です。</p> <p>監査委員は、町の補助金団体、出資団体の役職は辞退するのが本筋であると考えます。</p>

	<p>再度確認します。</p> <p>参事は昭和48年4月13日付で、当時の自治省の行政課長から埼玉県総務部長宛てに通知された自治行第50号での回答文書を引用して、法令上問題ないとの認識でいると答弁していますが、埼玉県の総務部長はどういう事案を当時の自治省に照会されたのか、説明してください。</p> <p>過去に、第三セクター、七宗町ふるさと開発の監査を町議会で議決した際、当時の代表監査委員、議会議員の監査委員が役職を兼ねており監査ができない状態のため、出資団体の役員が急遽辞職した経緯を、町長、参事は忘れてしまったのですか。</p> <p>電動車椅子についての答弁がありました。白川町の高齢者ハンドル型電動車椅子、シニアカー購入補助金制度の目的を再度確認していただきたい。</p> <p>自動車運転免許を所持している町民の誰もが、いつかは免許を返納することになります。</p> <p>町長も参事もそういうときが来ます。</p> <p>なぜ参事は、白川町の補助金制度を理解できないのですか。参事の考えを伺います。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
<p>町長（加納福明君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>加納忠良議員の再質問にお答えします。</p> <p>先ほど答弁したことについて、加納議員は、どういうふうに捉えられたかは図りかねますが、この監査委員の質問について私どもは、制度的、法令的な根拠をお示しし答弁させていただいているところではありますが、議員は何一つ根拠になるものをお示しにならず、私見により問題だと発言されておりますので、私どもはこれ以上、質問については答えようがありません。</p> <p>また、昭和48年4月13日付の通知については、独任制である監査委員制度では1人の監査委員で監査できることを如実に示したもので、自治六法の事例に記載されており、総務省に問合せはしていません。</p>



	以上でございます。
議長（中島寛直君）	参事 渡辺豊明君。
参事（渡辺豊明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>加納議員の再質問、後半の部分を回答させていただきます。  電動椅子については、白川町さんは白川町さんの考え方がございますし、七宗町には七宗町の考え方がございます。  令和3年9月議会の一般質問で担当課長が、本町の考え方を答弁したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。  以上、答弁させていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>2点目の再々質問、3回目の質問をさせていただきます。  私は先ほどの質問で、法的根拠を地方自治法第199条の監査委員の職務権限について確認をしていただきたいと言いました。  監査委員の職務権限が規定されています。  6項では、当該普通地方公共団体が補助金、交付金などの財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。  また、当該普通地方公共団体が出資しているものも同様とするとあります。  議会選出の福井議員は、第三セクター、七宗町ふるさと開発や可茂森林組合の監事等の役職についていました。  町の監査委員と兼ねていた数年間は、監査ができない状態であったのです。  町長、参事は、監査ができない状態を容認していたこととなります。  そこが問題だと何度も問うています。  監査委員制度では、1人の監査委員で監査ができると、町長、参事が解釈しているのであれば、本町の監査委員の定数は1人でもよいことなんですか。</p>

	<p>お答えください。</p> <p>電動車椅子についての答弁がありました。白川町さんには白川町さんの考えがあり、七宗町には七宗町の考えがありますとのことですが、町長、参事は、そういう考え方で行政を担っているのですか、教えてください。</p> <p>町の財政的理由とか町民の健康福祉などを考え検討するとの答弁がないことが、行政のトップとして寂しい限りです。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>参事 渡辺豊明君。</p>
参事（渡辺豊明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、加納議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。</p> <p>私どもが、先ほど町長が申し上げたのは、法令的に示させていただきたいのは、財政支援団体の役職に就いている方が監査委員になることができないという条文はどこにもありません。</p> <p>そのことを申し上げておるわけでございます。</p> <p>ご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>それから、電動車椅子の関係につきましては、加納議員は今言われたようなんですが、令和3年の9月の答弁では担当課長のほうから、加納議員さんが当時、農業、あるいは軽スポーツ、生涯学習等に行かれる方というようなことを言われましたので、私どもの考え方といたしましては、そういったご健康な方はなるべく健康維持に努めていただくためにも、近場であれば歩いて行っていただきたいということをお願いをした経緯がございますし、決してないがしろにしておるわけではございません。</p> <p>また、令和2年4月1日現在で、県内の市町村でこういった自動車免許返納に伴いましたシニアカーの購入に対する補助金制度を設けておる市町村は、白川町を含めて僅か2町村でございます。</p> <p>こういったことも踏まえながら、私どもそれぞれの市町での考え方でありますのでご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>

議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>2点目の所見を述べさせていただきます。</p> <p>今、参事は苦し紛れの答弁をされましたが、私が思うには、町長、参事は、法律、地方自治法等を遵守し、町民の声を真摯に受け止めてください。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、3点目の質問に入ります。</p> <p>3点目、町所有の古民具の保存、管理等について質問させていただきます。</p> <p>令和2年度において、旧七宗町診療所の解体工事に合わせ、収集されていまして古民具について、年度内に最終的に葛屋地内の元板金さんの倉庫に仮置きされています。</p> <p>教育課長から、予算の執行について説明を受けました。</p> <p>過去にふるさと研究会が、町民からの寄附により古民具を集められ、その後、所有を七宗町にしたとき、古民具は何点ありましたか。</p> <p>その後、旧診療所に納めたとき、何点ありましたか。</p> <p>そして、現在、何点あるのかお伺いします。</p> <p>今回の元板金さんの倉庫の使用料の支払先について。</p> <p>教育課から古民具伝承会に支払った倉庫借上料はどなたに支払っているのか、お伺いをします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>ただいまの加納議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>町所有の古民具の保存、管理について答弁を申し上げます。</p> <p>古民具の点数については、当時保管されていた台帳に729点の民具が記入されておりました。</p> <p>今回の移動に伴い、古民具を整理し、台帳を整えたところ、現在は1,445点の民具があります。</p> <p>2点目の質問については、6月議会で答弁したとおりでございますので、以上、答弁とさせていただきます。</p>

議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>再質問、2回目の質問をさせていただきます。</p> <p>古民具の点数について答弁されましたが、当時保管されていた台帳に729点の古民具が記入されていたとのことですが、現在の1,445点との差があることについて、どういう理由であるのか説明してください。</p> <p>教育課長への2点目の質問の答弁ですが、あまりにも説明が不十分です。</p> <p>教育課は、元板金さんの倉庫について十分調べることなく、古民具伝承会に業務委託をされました。</p> <p>農地法の許可のない建物であること、私が指摘するまで、税務署に賃金の支払いの報告をしていなかったこと、これは、町民税等の課税にも問題があります。</p> <p>もう一度質問しますが、元板金さんの倉庫の使用料の支払先について、古民具伝承会はどなたに支払っているのか、お伺いをします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>加納忠良議員の再質問についてお答えさせていただきます。</p> <p>町所有の古民具の保存、管理についての再質問でございます。</p> <p>保管されていた台帳に729点の民具が記入されておりましたが、当時の詳しいことは確認のしようがなく分かりませんが、点数の数え方に相違があったり、記載がされていなかった物があったりしたため相違が出たと思われ、今回、古民具を整理し、台帳を整えたところで、1,445点の民具があります。</p> <p>2点目の質問は、先ほどお答えしましたように、6月の議会で答弁したとおりでございますので、よろしくお願いたします。</p>
議長（中島寛直君）	加納君。

6 番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>3点目の再々質問、3回目の質問をさせていただきます。</p> <p>当時保管されていた台帳に729点の古民具が記入されていて、現在の1,445点の中に、なくなった物、新たに増えた物はありませんか。</p> <p>説明してください。</p> <p>当時、台帳の整備にも人件費が支払われているのではありませんか。</p> <p>お答えください。</p> <p>確認ですが、元板金さんの倉庫には、新しく2階の置場を古民具伝承会が作り、そこに七宗町の古民具が置いてあります。</p> <p>1階に置いてある古民具は、個人、団体の物として理解してよろしいのかお伺いをします。</p> <p>もう一度質問しますが、元板金さんの倉庫の使用料の支払先について、教育課が支払った業務委託費で、古民具伝承会はどなたに支払っているのか。</p> <p>再度お伺いします。</p> <p>次の4点目の質問に関連しますのでお答えください。</p>
議長（中島寛直君）	答弁をお願いします。
6 番（加納忠良君）	議長。 時間がどんどん過ぎていく、的確に答弁者の教育長か課長か、町長が指示してください。
議長（中島寛直君）	町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>分かる範囲でお答えさせていただきます。</p> <p>委託料の内訳については、人件費が入っております。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納君、申し上げますが、発言時の制限時間は超えていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>加納君。</p>

6 番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>これとは違うけど、先ほどから、議会事務局長が町長、参事なり、答弁にものすごく時間、要は時計を止めてください、そういうときは。</p> <p>そうなると、僕、もう質問できなくなっちゃうもの。</p> <p>今の3点目ですけど、全く答弁されていません。</p> <p>これは本当、大きな問題だと思います。</p> <p>役場職員は町管理の古民具について、しっかりと調査研究して、最小の経費で最大の効果を図るよう努力することが、公務員として当然であります。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納君。</p> <p>4点目をお願いします。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>はい。</p> <p>4点目、質問します。</p> <p>先ほど3点目の質問の、上麻生葛屋地内の元板金さんの倉庫の固定資産税は現在、どなたに課税されているのかお伺いします。</p> <p>元板金さんの倉庫は、登記がされていません。</p> <p>美濃加茂法務局で確認をしています。</p> <p>通常、法務局に所有権移転の手続がされますと、七宗町に登記移転の書類が届きます。</p> <p>今回の元板金さんの倉庫は、関係者の遺言書により課税者を変更されたのではありませんか。</p> <p>また、元板金さんの倉庫について、地番がどうなっているのかお答えをください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>今回のご質問は、個人情報に当たりますのでお答えできませんので、よろしく願いいたします。</p>

議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>4点目の再質問、2回目をよろしくお願いします。</p> <p>元板金さんの倉庫は、保存登記がされていません。</p> <p>元板金さんの倉庫の納税者について、どういう理由、どういう証拠により、現在の納税者に課税されたのかお伺いをします。</p> <p>間違った判断により納税者を変更した場合、行政が町民の財産の権利を奪うこととなります。</p> <p>町民は税金について、不信を抱くことにつながります。</p> <p>誠意ある答弁をお願いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>加納議員の再質問にお答えします。</p> <p>固定資産税は現状より課税を行っており、保存登記がされていなくても、現地に倉庫等が建築されていれば課税をさせていただきます。</p> <p>また、所有者より未登記家屋名義変更申請書が役場に提出されたため、所有者を変更いたしました。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>4点目の再々質問、3回目の質問をさせていただきます。</p> <p>答弁で、所有者より未登記家屋名義変更申告書が役場へ提出されたことと答弁されましたが、私が調査、確認をしましたところ、現在の納税者は令和元年10月4日頃に、周辺の他の土地、建物の所有権移転登記がされた後に、当時の税務課が納税者の変更をされていると推測しております。</p> <p>所有者のどういう証拠、資料を基に税務担当者が変更されたのか、お答えください</p>

議長（中島寛直君）	<p>加納議員、今、町長から言われています個人情報に違反しますので、それで注意してください。</p> <p>そして、今、加納議員が質問されているのは、固定資産税を課税していますかという質問ですので、今、町長が、未登録の家屋の変更書類等、課税をしておりますという町長は回答をしておりますので。</p> <p>加納議員、注意してください。</p>
	<p>（加納忠良議員）</p> <p>個人情報ではありません。</p> <p>私が言っておることは、個人情報ではありません。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>ただいまの質問に答弁させていただきます。</p> <p>未登記家屋名義変更申告書という、加納議員、こういう書類で提出されておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納君。</p>
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>所見でございますが、先ほど私が元板金さんの倉庫の土地の番地、それを教えてくださいと言っても、答えられません、これは、私は住民課長、今の加納課長に何度か、そのことについて質問をしております、個人的に。</p> <p>そのときに、その証拠として、前の所有者である、土地ですけど、要は、先ほど言いました遺言書による所有権を移転するという意味のことを課長に確認を取ったときに、そのコピーを持ってありますと課長は伝えました。</p> <p>ですから、私は、その……。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納議員、申し上げます。</p> <p>質問の範囲外にわたっては申し上げないように注意してください。</p>



6 番（加納忠良君）	<p>ですから、番地を答えないのがおかしいじゃないですか、番地を。</p> <p>ですから、これは行政の30年来の間違いなんですよ、一つは。それと、現地を確認していない。</p> <p>そうなると、さっき町長が見せたあんな書類で、個人の権利とかそういうのを悪用して誰かが出したときに、それを、なら、課税者を替えるんですか、これは大きな問題です。</p> <p>これで終わります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>お諮りいたします。</p> <p>以上で、町政一般に対する質問を終わります。</p> <p>これより暫時休憩したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、暫時休憩することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>（午後3時41分 休憩）</p> <p>（午後4時15分 再開）</p>
議長（中島寛直君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第2、議第38号から議第48号は一括して議題とし、各常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>上野議員。</p>
総務建設常任委員長 （上野和義君）	<p>（報告のため登壇）</p> <p>令和4年9月15日、七宗町議会議長 中島寛直様。</p> <p>総務建設常任委員会委員長 上野和義。</p> <p>総務建設常任委員会の審査報告書。</p> <p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。</p> <p>事件番号、事件名、審査結果。</p> <p>議第38号 令和4年度七宗町一般会計補正予算（第4号）中、</p>

	<p>総務建設関係、議第42号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第43号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第44号 令和4年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算（第1号）、議第45号 令和4年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第1号）、議第46号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第47号 七宗町自主運行バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第48号 令和3年度七宗町一般会計等の決算認定について中、総務建設関係、原案のとおり認定すべきものと決定しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>林議員。</p>
<p>教育民生常任委員長 （林茂樹君）</p>	<p>（報告のため登壇）</p> <p>それでは、教育民生常任委員会で慎重に審議した結果について報告いたします。</p> <p>令和4年9月15日、七宗町議会議長 中島寛直様。 教育民生常任委員会委員長 林茂樹。 教育民生常任委員会の審査報告書。</p> <p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。</p> <p>事件番号、事件名、審査結果の順に読み上げていきます。</p> <p>議第38号 令和4年度七宗町一般会計補正予算（第4号）中、教育民生関係、議第39号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第40号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第41号 令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、以上、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>議第48号 令和3年度七宗町一般会計等の決算認定について中、教育民生関係、原案のとおり認定すべきものと決定しました。</p>

	以上であります。
議長（中島寛直君）	<p>以上で、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。</p> <p>ただいま議題となっております議第38号から議第48号は、委員長の審査結果に対する討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、続いて、賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これより採決します。</p> <p>議第38号から議第48号は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（中島寛直君）	<p>全員起立ということで。</p> <p>着席ください。</p> <p>したがって、議第38号から議第48号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。</p> <p>加納議員。</p>
6番（加納忠良君）	<p>今回の定例会、今日が最終日、執行部側、町長、以下、参事、課長に話したいのですが、議員からの町政一般質問について、行政執行部側の答弁に当たって、個人情報であるかのようなことで答弁を放棄することは、これは内容、そういったところをしっかりと確認した上で答弁すべきであって、これをもし繰り返すようであれば、ちょっと私は執行部側に対して今後、議会としてどう取り組んでいくかということを考えていきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>

議長（中島寛直君）

令和4年第5回七宗町議会定例会を閉会します。  
どうもお疲れさまでした。

(午後4時25分 閉会)

--	--

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

	<p>議会議長      中 島 寛 直</p> <p>署名議員      林      茂 樹</p> <p>署名議員      市 川 裕 隆</p>
--	---